

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

石川県 七尾市、羽咋郡志賀町

【延長後の申告・納期限】

令和7年1月31日（金）

【対象となる労働保険料など】

令和6年1月1日から令和7年1月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

- ※ 申告の手続は、上記期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※ 富山県全域並びに石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町・内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町については、令和6年厚生労働省告示第218号により、令和6年7月31日を申告・納期限としています。
- ※ 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町・能登町については、引き続き延長措置が継続されます。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

- ※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html



 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。